

広報

あいお

78

5・1

No.173

発行 秋穂町役場



4月から2歳児保育がスタート

「さあいきますよ、ポオ〜」。先生がきかんしゃで、後で車掌をするのは由香ちゃん。みんながクマやウサギのぬいぐるみをおぶって“きしゃごっこ”遊びです。

この、あどけなさ、かわいさいっぱいの子どもたちは、本年4月から、秋穂保育園で始まった2歳児保育に入園した6人の子どもたちです。伸び伸びと明るく、健康に育つようと、園ぐるみの温かい愛情に包まれて、出席率百歳の毎日です。

第31回児童福祉週間

子どもの幸せは
明るい家庭から

5月5日から

昭和53年度の予算

生活の安定を基本に編成 福祉の充実

昭和五十三年度の一般会計予算と、国民健康保険特別会計予算など三つの特別会計予算が、三月二十九日の定例町議会で原案どおり可決されました。

昭和五十三年度の一般会計の予算は、生活の安定と福祉の充実を基本として編成されたもので、総額十億八千三百七十万円となっております。これは、昭和五十二年の当初予算に比べ、一億三千二百九十万円（一四％）の伸びとなっております。各費目に計上されている主な事業は次のとおりです。（太字は新規事業）
なお、各特別会計予算の概要は別表のとおりです。

一般会計 10億8,370万円
14%の伸び

特別会計 4億2,687万円
総額

◎ 総務費

- カーブミラー等の交通安全施設
- 自転車の安全な乗り方競技大会の実施
- 小学校新入生へ「ランドセルカバーおよび腕章」の交付
- 中学校新入自転車通学生徒への「ヘルメット」購入費の助成
- 防犯灯新設、改良事業の助成
- 会館等、区の施設設置事業の助成
- 公用車の更新
- 私立高校施設整備事業の助成
- 固定資産税課税事務の電算委託

◎ 民生費

- 町単独高齢者年金の支給
- 高額医療費貸付制度
- 老人クラブ、母親クラブなどへの援助
- 老人検診の実施
- 保育料保護者負担の軽減措置
- 老人、身障者地域福祉の増進（メニュー事業）
- 町社協、老人福祉センター、および児童館の運営助成
- 心配ごと相談、老人福祉センターおよびホームヘルパーなど、民間組織を通じての福祉増進措置
- 私立福祉施設への援助措置
- 老人医療、福祉医療の実施
- 国民健康保険特別会計への援助措置

◎ 衛生費

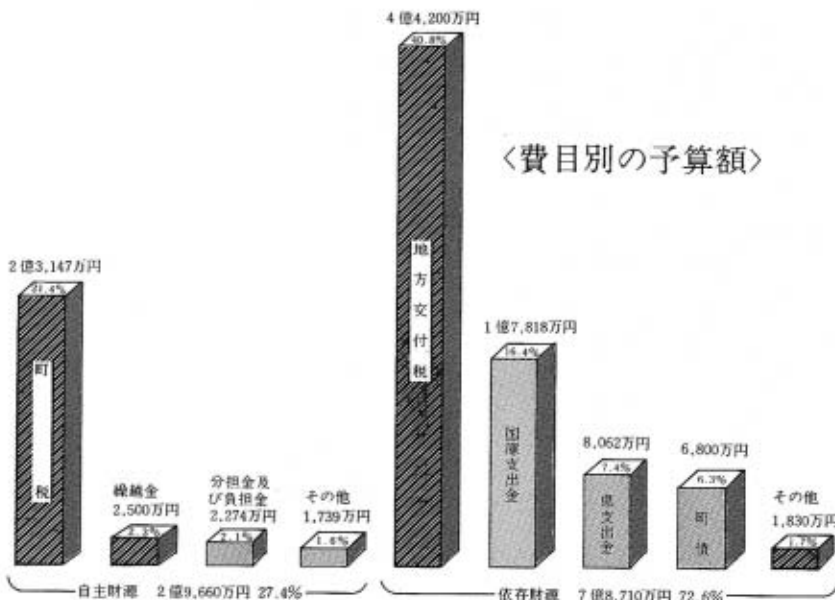
- 中学生以下の予防接種の無料実施
- 成人病検診の助成
- 一歳六カ月児の検診
- 定期健康相談の実施
- 水道企業団への助成
- 母子栄養（牛乳）の支給
- 生活排水路の整備、助成
- 休日診療（在宅当番医制）対策

歳入

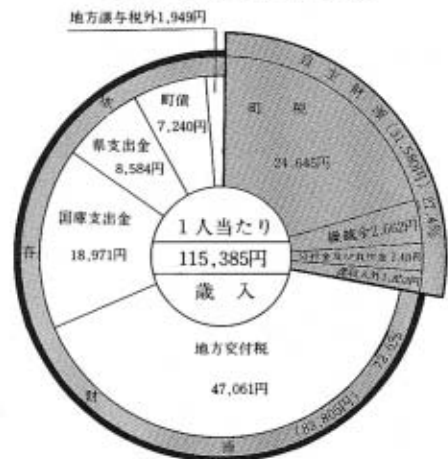
総額10億8,370万円

凡例 ■ 一般財源
■ 特定財源

〈費目別の予算額〉



町民一人当たりの額



- 農林水産業費
 - 施設園芸の助成
 - 指定野菜の価格安定措置
 - 地域農政特別対策事業
 - 柑橘（かんきつ）寒害対策
 - 麦作振興および水田利用再編
- 成対策
 - 農林制度資金融資の利子補給
 - 畜舎環境整備対策
 - 土地改良事業
 - 老朽溜（ため）池整備事業補助
 - 松くい虫の防除
 - 草山林道開発調査
 - 浅海養殖および稚魚放流事業
- 助成
 - 水産業制度資金融資利子補給
 - 漁業構造改善事業、漁港改修
- 事業の実施



- 環境衛生事業の助成
- ごみおよびし尿処理対策

国民健康保険特別会計

単位 千円

入		出	
区分	金額	区分	金額
国民健康保険税	91,886	総務費	14,056
一部負担金	1	保険給付費	260,224
使用料及び手数料	17	保健施設費	3
国庫支出金	178,642	公債費	132
県支出金	1	諸支出金	151
繰入金	1,000	予備費	12,434
繰越金	14,000		
諸収入	1,453		
歳入合計	287,000	歳出合計	287,000

国民宿舎特別会計

単位 千円

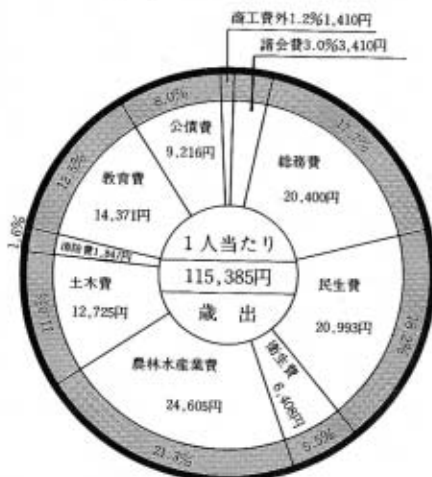
入		出	
区分	金額	区分	金額
使用料及び手数料	108,670	休養施設費	118,767
繰越金	10,000	公債費	3,576
諸収入	12,800	予備費	9,127
歳入合計	131,470	歳出合計	131,470

交通災害共済事業特別会計

単位 千円

入		出	
区分	金額	区分	金額
共済会費収入	2,318	交通災害共済事業費	2,421
繰越金	3,850	再共済掛金	2,202
共済交付金	2,202	公債費	14
諸収入	30	予備費	3,763
歳入合計	8,400	歳出合計	8,400

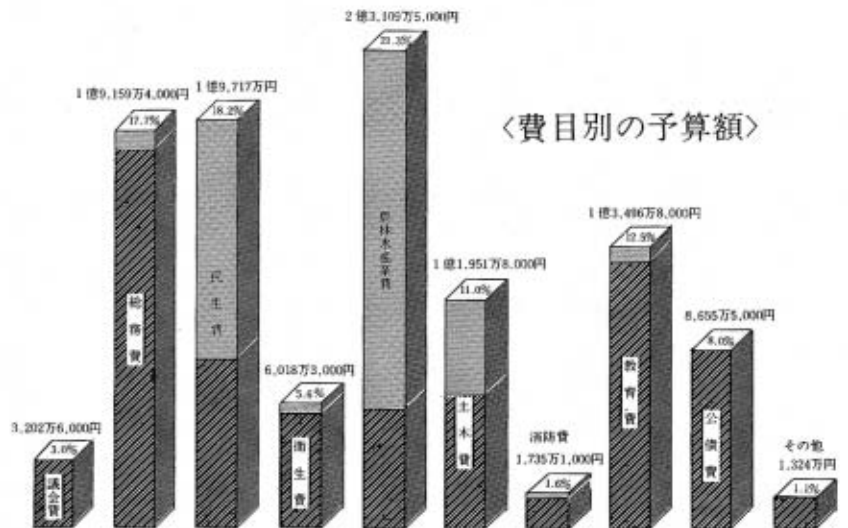
町民一人当たりの額



- 海岸保全事業の実施
- 町商工会への援助
- 商工制度資金の利子補給
- 土木費
 - 道路の舗装、補修および新設
- 改良事業
 - 港湾の保全整備事業
- 消防費
 - 自衛消防団への助成
 - 防火水そうの設置
 - 防火水利施設の設備改善
 - 救急業務の継続委託
 - 防災無線機の更新
- 教育費
 - 漁港修築事業、海岸保全事業、学校建設事業、道路整備事業および災害復旧事業等のために借り入れた金の返済
- 公債費
 - 各学校の校舎等施設の補修
 - 各学校の備品の整備充実
 - 幼稚園の備品充実
 - 給食センターの設備改善と、備品の整備充実
 - 社会教育向上のための各種学級の開設
 - 社会教育団体、体育団体および読書グループの育成と、指導者の養成
 - 体力づくりのための、諸事業の実施

歳出

総額10億8,370万円



みんなの健康



天神町 廣中 貢さん 長男
良一ちゃん (18カ月)

お子さんの写真を募集

町広報に載せる、町内にお住まいのお子さんの写真を募集しています。
白黒の写真を、企画室までお送りください。

5月の保健衛生行事表

日	曜日	受付時間	行事名	場所	対象
2	火	10:00 ~ 15:00	保健相談	大海分館 役場談話室	住民で希望者
9	火	別記	犬の登録と狂犬病 予防注射(個人)	別記	昭和53年度に 受けていない犬
10	水	13:30 ~ 14:30	乳児相談	大海分館	満1歳まで
12	金	13:30 ~ 14:30	三種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風ワクチン	大海分館	満2歳から満4歳 までの幼児
16	火	13:30 ~ 14:30	乳児相談	中央公民館	満1歳まで
17	水	13:30 ~ 14:30	乳児相談	中央公民館	満1歳まで
19	金	13:30 ~ 14:30	乳児相談	中央公民館	満1歳まで

訂正 過日、各家庭に配布いたしました各種予防接種などの業務予定表のなかで、保健相談日の開設日が「毎週第一又は第二火曜日と金曜日」とあるのは、「毎月第一又は第二火曜日と金曜日」の印刷の誤りです。訂正しておわびいたします。

犬の登録と予防注射は、お済みですか

再度10日に実施

四月五、六日におこなった登録と予防注射を受けなかった犬を対象に、次の日程で再度おこないます。もれなくうけましょう。

期日 五月十日(水)

時間と場所 午前十時から十一時三十分まで役場大海支所で、午後一時三十分から三時まで役場駐車場で。

料金 ◎登録料三百円 ◎注射料千五百円 計千四百五十円

ゴミは分類して出しましょう

みんなが清潔な環境のなかで、快適な生活を営むため、ゴミを出すときは、次のことを必ず守ってください。

■台所から出る残飯・残菜などのゴミは、水切りカゴで一晩よく水を切り、新聞紙二、三枚にくるんで、役場が取り扱っている紙収集袋で今までどおり可燃物として出してください。

母子保健推進員さんが決まる

五十三年度の母子保健推進員さんが、次のかたがたに決まりました。妊婦、乳幼児などの保健管理のご相談や健康に関する問題、ご意見なども、お気軽にお申し出ください。(敬称略)

地区員

▽大河内北 久保田シゲコ▽大河内南 吉村弘子▽天神町 田村定子▽浜中 砂田節子▽北条 新澤初子▽中条 鈴谷佐代子▽井南 林光子▽浜内 小林敦子▽小浜 松崎美都恵▽赤崎 河村恒子▽日地 友景孝子▽金山令 金子久江▽西青江 越智シツ子▽先青江 藤松久子▽中道 藤田俊子▽花香

南 吉田静子▽花香北 内山正子
▽中津江 藤田静枝▽屋戸 内田政子▽加茂 河畑藤子▽海岸通り 岡本愛子▽東本町 長繁敦子▽上本町 河内芳子▽本町 渡壁美代子▽祇園町 梶山信子▽下村 岡廣喜美子▽中野 内田睦子▽東天田 原野文子▽西天田 角田登喜子▽宮ノ且 入江富美枝▽黒湯北 吉田泰子▽黒湯南 繁光トシ子 婦人民生・児童委員
▽松若シゲコ(大河内北)▽松永富久子(天神町)▽福嶋米子(浜内)▽原田八重子(金山令)▽三綿マサ子(海岸通り)▽松村八重子(祇園町)▽藤山澄子(下村)▽福江カツ子(西天田)▽末繁静江(黒湯南)

ピニールや発ばうスチロール類は、一切入れないでください。これまででは可燃物として、台所のゴミと一緒に出しておられたピニール類、発ばうスチロール、

豆腐などのパック包装類は、台所のゴミとは別に分類して、毎週水曜日に出してください。詳しいことは、チラシを各家庭に配付します。

青江ゴミ埋め立て処理場 6月1日から夜間は門を閉めます

他市町から、夜間に無断で産業廃棄物(事業によって生ずるゴミ)などが運び込まれたり、衛生害虫の発生源ともなるアザブなどが持ち込まれ、ハエなどが発生して、周辺の皆さんに迷惑がかかっています。環境衛生上からも好ましいことではなく、また管理の面でも

困っています。このような点から、ゴミ処理場の環境を美しく保ち、長く利用するため、次のとおり門を閉閉します。このよう点から、ゴミ処理場の環境を美しく保ち、長く利用するため、次のとおり門を閉閉します。このよう点から、ゴミ処理場の環境を美しく保ち、長く利用するため、次のとおり門を閉閉します。

実施期日 六月一日から
開閉時間 午前八時から午後六時まで

実施期日 六月一日から
開閉時間 午前八時から午後六時まで

〃町環衛連だより〃
役員と予算・事業計画決まる

四月十五日(土)に、百十人の出席者と百六十人の委任状をもって秋穂町環境衛生連合会の総会が開かれ、五十三年度の予算と事業計画が決まるとともに、任期満了にともなう役員の変更が行われ、次のかたがたが選出されました。

◎役員 (敬称略)

- 会長 三尾勝次(中道区)
- 副会長 吉田善治(黒潟北区)
- 事務局長 中村保男(井南区)
- 吉村寿一(浜中区)
- 幹事 各区の代表者
- (三十二人)

監事 福嶋統夫(浜内区)

吉山正之助 (西天田区)

◎予算総額

百六十八万三千七百四十四円

◎事業計画

基本方針

社会連帯の責任と相互扶助の精神にもとづき、町民の自主的、組織的な活動により、衛生思想の普及徹底と環境保全の改善に努め、明るく健康な家庭と住みよい美しい町づくりを目指します。

実践項目

- (1)組織活動の充実
- (2)生活環境整備と清掃美化運動の推進
- (3)緑化運動および健康増進運動の推進

環境衛生月間中に
清掃作業を実施

生活環境は私たちの
 手できれいに

5月14日から
 6月18日まで

環境衛生連合会は町と共催で、この月間中に、カヤハエの発生する下水や川の清掃、家の周りのゴミ処理や雑草の刈り取りなど、環境の清掃作業をすることになりました。

生活環境は、私たちの手できれいにするための実践活動です。作業は、区の幹事さんの指示に従っておこなってください。



幼児の虫歯予防

花子ちゃんのお母さんは、一家の主婦として家族の健康と歯の衛生管理には、積極的に取り組んでおられます。

それは花子ちゃんを妊娠したときから始まり、毎日の食事のバランスを工夫して、健やかな子どもを産み、育てることを考えて、実行しておられます。

この度は、花子ちゃんのおやつと虫歯予防について聞いてみました。

「花子は何でもよく食べますが、チョコレートやキャラメル

のような特に甘いお菓子を食べた後は、リンゴや牛乳などを組み合わせて歯についた糖分を少しでも落とすように心がけ、時間や量もほぼ決めて与えています。」

花子ちゃんはおふろに入る時、きげんがよく、お母さんに習ったぶくぶくのうがいをするのも得意です。満二歳の誕生日のプレゼントは、小さな歯ブラシとかわいいうがい用のカップでした。お母さんは、どんなに忙しいときでも、花子ちゃんと一緒に朝夕の歯みがきをして、習慣づけてきたそうです。

花子ちゃんは、ただいま三歳と六か月。虫歯は一本もなく、ふくよかなホッペのふくらみは、健康そのものです。

問題はどこに

太郎君は、三歳児検診のとき、お菓子の箱を固く握って離

そうともしませんでした。歯医者さんの前で、アーンと大きなお口を開けてごらんといわれて泣きだしました。お菓子を口の中に一杯詰め込んでいたのです。こんなことがないようにと、二歳児検診のとき、歯科衛生士さんより虫歯予防についていろいろ注意されたのですが……。

検診の結果、太郎君は虫歯が十四本ありました。お母さんの話では、太郎君は食べ物に好ききらいが多く、夜泣きもあり、一人寝ができないといわれま

す。これから集団生活に入らなければならぬ太郎君のことを思い、どこに問題があるのか考えてみました。

虫歯は、他の疾病につながる

ともいわれております。昭和五十二年度の秋穂町三歳児検診歯科の状況を見ますと、受診者百二十六人のうち九十人

が虫歯にかかっており、虫歯のある子ども一人当たりの虫歯平均数は三・三本となり、一番多い子どもでは十四本もありました。虫歯のある九十人のうち、歯医者さんで治療を受けている子供は十人でした。

日常生活の中で、間食をも含めた規則的な食習慣と歯みがきをしつけることによって、幼児の虫歯はある程度予防できると思われます。

小児の虫歯は、紛れもない一つの病気であるといわれており、子どものかむ能力を長期にわたって阻害し、健康をむしろむとという特徴から、一生にわたって身心に悪影響を及ぼすともいわれています。

これらのことを考えますとき、育児の生み出す可能性のいかに大切であるか、ということがわかります。

特集 保育所

昭和五十三年度の予算が、いくつかの新しい事業とともにスタートしました。

本年度予算編成の基本方針に「生活の安定」と「福祉の充実」が掲げられているように、福祉関係費（民生費）には、社会福祉や児童福祉の各方面にわたり、総額一億九千七百万円の予算が計上されています。これは予算全体の一八割に当たり、費目別に見ると、三割の棒グラフでおわりのように農林水産業費、総務費に次ぐ予算額となっています。

そこで新しく発足した「高額療養費貸付制度」と「二歳児保育の開始」にともない「保育所」について特集しました。

二歳児保育4月からスタート

本年四月から、本町で初めて、

秋穂保育園で二歳児保育が始まり、男児四人、女児二人の六人が入園しました。

保育所とは

保育所は、児童福祉法に定められた児童福祉施設で、母親が勤めや自営業で働いていたり、出産の前後や病氣、あるいは病人の看護などの理由で、日中幼児を保育することが困難な家庭、母親のいない家庭にかわって、保育する施設です。

保育時間が幼稚園に比べて長いのは、「保育」という目的から、保護者の労働時間が考慮されているためです。

保育所への入所

本町には、現在保育所（園）が

三か所あり（町立一、私立二）、三保育所を合わせた定員は二百七十人です。

本年度は五歳児九十九人、四歳児百十三人、三歳児三十五人、それに二歳児六人を含めて二百五十三人が入所しています。

入所するためには保護者が「入所申請書」を町長に提出します。これによって町長は入所を決定し、各保育所長へ保育の委託を行います。

保育所に必要な費用

保育を行うには、保母さんを置いたり、保育材料及び給食費など、いろいろな事業費が必要です。

この費用は、二歳、三歳、四歳以上児で額は異なりますが、児童一人当たりの月額保育単価が国で決められています。

これによって、保育に必要な費用を町の予算に計上し、支出しま

す。（私立保育園には委託費として支出）

本年度の三保育所に必要な保育事業費として、当初予算額に約六千四百七十万円が計上されています。このほか、私立二園に対し、町独自に児童処遇費として百四万円が助成されます。

保育料

保育料は、保護者の経済能力に応じて負担していただくのが原則です。したがって、世帯をAからD₁₁までの十六階層に区分し、この階層に見合う保育料が国で決められています。（国では徴収金基準額といいますが）算定の基となるのは児童と同居する父母、祖父母、

兄弟の前年度分の町民税額、固定資産税額と前年分の所得税額の合算額です。（別表を参照）

しかし町は、保護者の負担を少しでも軽減するために、各階層を通じて国より低い額の保育料を定め、毎年実施しています。（別表）この保育料軽減額は、前年度で約四百二十二万円になる見込みです

費用の負担

しかし、保育にかかる費用はすべて町だけの負担ではなく、国と県も費用を負担します。

五十一年度では、国が約二千二百五十五万円、県が約二百八十一万円を負担しています。

前年度分の固定資産税額が、

C₁で4,000円以上の場合にはC₂に
C₂で6,000円以上の場合にはC₃に
C₃で8,000円以上の場合にはD₁に
D₁で10,000円以上の場合にはD₂に

同一世帯から2人以上の児童が入所している場合 C₁~D₆階層に属する世帯では (国の徴収金基準額が高い児童について半額を適用) します。

D₇~D₁₆階層に属する世帯では (国の徴収金基準額が低い児童について半額を適用) します。

3 歳 児		4 歳 以上 児	
国の徴収金基準額	町の保育料	国の徴収金基準額	町の保育料
0	0	0	0
0	0	0	0
3,400	3,300	3,400	3,300
半額 1,700	半額 1,650	半額 1,700	半額 1,650
4,000	3,900	4,000	3,900
半額 2,000	半額 1,950	半額 2,000	半額 1,950
4,800	4,700	4,800	4,700
半額 2,400	半額 2,350	半額 2,400	半額 2,350
5,400	5,200	5,400	5,200
半額 2,700	半額 2,600	半額 2,700	半額 2,600
7,650	6,600	7,650	6,600
半額 3,820	半額 3,300	半額 3,820	半額 3,300
8,700	7,400	8,700	7,400
半額 4,350	半額 3,700	半額 4,350	半額 3,700
12,100	9,200	12,100	9,200
半額 6,050	半額 4,600	半額 6,050	半額 4,600
16,950	11,000	16,950	11,000
半額 8,400	半額 5,500	半額 8,300	半額 5,400
19,460	11,800	16,630	11,000
半額 9,730	半額 5,900	半額 8,300	半額 5,500
19,460	12,500	16,630	11,200
半額 9,730	半額 6,250	半額 8,300	半額 5,600
19,460	13,000	16,630	12,000
半額 9,730	半額 6,500	半額 8,300	半額 6,000
19,460	14,000	16,630	12,600
19,460	14,600	16,630	13,000
19,460	15,000	16,630	13,600

医療費をお貸しします

4月1日から
高額療養費貸付制度が発足
受付は町社協窓口で

町では、お医者にかかった場合、高額療養のため、一時医療費がねん出困難な方がたを対象に、本年度から新たに「高額療養費貸付制度」を発足することにしました。この制度は、お医者にかかった時、診療費の三割が自己負担となり、これが一か月で三万九千円を超える場合は、この超える部分についておおよそ二か月後、それぞれの健康保険から、高額療養費として支給されます。しかしこれが一時立て替えとなり、また多額の場合は、これの立て替え困難が予想されますので、これを一時貸し付けして、医療の円滑化と安定を図ろうとするものです。

貸し付けの対象となる人、貸付額などは、次のとおりです。
貸付対象者 国民健康保険または、各種健康保険から高額療養費の支払いを受ける者で、次の要件を満たす世帯。
①秋穂町に居住し、住民登録を有する世帯。
②低所得者世帯で、保険診療の自己負担額の支払いが困難と認め

二歳児保育の主な特徴

では二歳児と三歳以上児との保育の違いをあげてみましょう。

①三歳児は二十人に一人、四歳以上児は三十人に一人の保育士さんが配置されますが、二歳児には六人に一人の保育士さんが付きます。

②三歳以上児の給食は副食と午後一回のオヤツが出ますが、二歳児は主食を含む給食のほか、オヤツは午前と午後の二回出ます。

③三、四歳以上児のおひる寝は夏期ですが、二歳児は年間を通じておこないます。



「もう少しよ、きれいに食べましょうね。」様子ちゃんは、最後まで一人できれいに食べ終りました。—秋穂保育園の二歳児組で—



赤崎 西藤きぬえさん

私は、看護婦として働いていますが、職場にまだ保育施設がなく、町で二歳児保育が始まり、とても助かっています。

この子の下にもう一人いるのですが、見てくれていた母が入院し、私の実家に連れていきますので、朝はたいへん。できればゼロ歳児からの保育がしていただければ。

二歳児保育を受け入れた秋穂保育園の松尾保子園長に、お話をうかがいました。

二歳児保育に踏み切られたのは、

二歳児保育については町民の要望が大きく、その時代が来ていることは、私自身感じていました。町の要請もあり園としても、せめて二歳児から受け入れていくべきだという、保育事業に携わる者としての使命感から、二歳児保育に

松尾・秋穂保育園長



町の53年度保育料徴収金表

階級区分	入所児童の属する定義	2 歳 児	
		国の徴収金基準額	町の保育料
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0
B	A階級を除く前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0
C ₁	A・B階級を除く前年度分の市町村民税のうち均等割のみの世帯	4,050	4,000
		半額 2,000	半額 2,000
C ₂	所得割課税額が5,000円未満の世帯	5,050	5,000
		半額 2,500	半額 2,500
C ₃	所得割課税額が5,000円以上の世帯	5,850	5,700
		半額 2,900	半額 2,850
D ₁	A・B階級を除く前年度分の所得割課税額が3,000円未満の世帯	6,450	6,100
		半額 3,200	半額 3,050
D ₂	同 上 3,000円以上15,000円未満である世帯	8,700	7,500
		半額 4,350	半額 3,750
D ₃	同 上 15,000円以上30,000円未満である世帯	9,750	8,400
		半額 4,800	半額 4,200
D ₄	同 上 30,000円以上60,000円未満である世帯	13,150	10,200
		半額 6,500	半額 5,100
D ₅	同 上 60,000円以上90,000円未満である世帯	18,000	13,500
		半額 9,000	半額 6,750
D ₆	同 上 90,000円以上120,000円未満である世帯	23,350	16,500
		半額 11,600	半額 8,250
D ₇	同 上 120,000円以上150,000円未満である世帯	34,200	24,600
		半額 17,100	半額 12,300
D ₈	同 上 150,000円以上180,000円未満である世帯	38,800	29,000
		半額 19,400	半額 14,500
D ₉	同 上 180,000円以上210,000円未満である世帯	40,980	32,100
D ₁₀	同 上 210,000円以上240,000円未満である世帯	40,980	32,100
D ₁₁	同 上 240,000円以上である世帯	40,980	32,100

られる世帯。

③交通事故など、第三者の行為による保険診療でないこと。

貸付金 高額療養費の額に相当する十分の九以内の額

貸付利息 無利息

貸付申し込み先 所定の申請書、医療機関の請求書、委任状、高額療養費支給申請書などを添え、町社会福祉協議会へ申し込んでください。

返済の方法 高額療養費の給付によりです。

詳しいことは、町社協か町民課へお尋ねください。

踏み切りました。何しろ初めてのこととて、施設の整備や実際の保育については、県の福祉施設研修所に行ったり、近郷の施設を見学に行くなどして態勢を整え、ようやく開園に至りました。

二歳児保育を行うにあたっての園長先生のお考えを。

いうまでもなく、子どもの保育は母親があたるのが本来の姿です。ですから、安易に保育所によりかかりすぎることは、問題もありません。

保育所は、現在の家庭ではできにくいことを集団の中で子どもたちに体得させることができます。例えば、がまんする心、順番を待つ、物を交替で使う、一緒に力を合わせて遊ぶ、など。こうした

ことをふまえて、本来の保育をすすめることが、保育施設としての責任を果たしていくことだと思っています。

しかし、これは親の愛情をはなれて、園だけでは成り立たないことです。「預けっ放し」は困りま

す。二・五歳までは一番大事な時期です。親と子のつながりをいつも努力して深めていただくこと。

そのためには、本気で子どもの話を聞いてあげ、毎日カバンを確かめ、そろえるものはきちんとそろえてあげるなど、親の役目を十分果たしてほしいと思っています。これを怠ると、子どもが片身の狭い思いをし、社会生活の第一歩でつまづいてしまいます。こうした責任を果たすことが親の愛情であり、務めだと思いま

絶対にはがしきにかまけてはならないと思います。

二歳児を受け入れた園の様子は。「かぜぎみでも「休まない」というのですよ」とお母さんがおっしゃるように、みんな元気に登園し、日一日と園の生活にもなれて来しました。

そのかわいさ、あどけなさに思わず足を止めさせられて、つい一緒に遊んでしまいます。楽しさとほほえましさにあふれているよう毎日です。

小学校教諭を長年勤めた教育のベテラン園長は、保育に対する強い熱意と、大きな体いっぱいにあふれる園児への愛情を見せてくださいました。

あなたも

消費生活一日教室に参加しませんか

県では、消費者啓発の一環として、一般の希望者を対象とした「消費生活一日教室」を、県消費生活センターで次のとおり開きます。ご近所のかたがたとお誘い合わせのうえ、気軽にご参加ください。

目的 身近な商品を取りあげ、

5月30日は

「消費者の日」

今年からスタート

五月三十日を「消費者の日」とすることが、昨年十月の第十回消費者保護会議（会長・福田総理）で決まりました。ちょうど十年前のこの日、消費者の利益を守るための「消費者保護基本法」が施行されました。「消費者の日」は、その十周年にあたり、今後さらに一人ひとりが消費者としての自覚を高め、消費者保護の精神を一層普及させるために制定されたものです。

上手な買い方、使い方についての学習や、最近の消費者問題を取りあげ、消費者としての対応の仕方などを検討する。

開設期間とテーマ (別表)

開設場所 県消費生活センター

山口市葵二丁目六一二(電話〇八三九二一〇九九)

募集人員・申込方法 約五十人

申し込みは、受講日の十日前までに、住所・氏名をはがき、電話

などで県消費生活センターまで。(先着順に受け付けますので、お早めにごぞ)

経費 受講料は無料ですが、交通費・昼食代は自己負担です。

消費者の安全と権利

「ケネディ教書」が発端

大量生産、大量販売時代を迎え、「消費者の安全と権利を守ろう」という基本構想を打ち出したのは、アメリカの故ケネディ大統領でした。

彼は一九六二年の教書で、「消費者は国民経済における最大の集団であり、総支出の三分の二は消費者によって行われる。しかし、その見解が無視される唯一の集団である」といい、「政府は消費者

◇ただいま、一般コース・五月分の受講者を募集していますので、十日までに県消費生活センターへお申し込みください。

【別表】

一般コース		研究コース	
時間	10:00~12:00	時間	10:30~15:00
開催曜日	年10回 毎月第3水曜日	開催曜日	年5回 隔月第1水曜日
開催月日	テーマ	開催月日	テーマ
5月17日	冷凍食品 -エビフライの身は-		
6月21日	プラスチック -我が家の食器をテストしよう-	6月7日	米を見直そう -米の新製品の研究-
7月19日	簡易クリーニング -手軽にできるシミ抜き-		
8月23日	手作り化粧品を作ってみよう	8月2日	界面活性剤の知識
9月20日	しょうゆの種類と選び方		
10月18日	石けんを作ってみよう	10月4日	契約に強くなろう
11月15日	電気に強くなろう		
12月20日	くらしの防災	12月6日	上手なお金の働かせ方
54年1月17日	お茶の上手な選び方		
2月21日	漢方薬を知ろう	54年2月7日	暮らしを守る法律

※8月以降のテーマは予定です。

日に、消費者保護の「憲法」といふべき「消費者保護基本法」が制定されたわけです。この基本法では、危害の防止、計量・表示の適正化、公正自由な競争の確保、消費者意見の反映、苦情処理体制の整備などが定められています。

消費者の相談窓口

山口県消費生活センター
電話〇八三五―④―〇九九九
町役場企画室
電話二二二・有線二三二二

電話加入権を公売

日時 五月十六日午前十時から
場所 防府県税事務所 防府市
駅南町一三―四〇
予定価格 六万円程度
当日持参品 印鑑と現金
問い合わせ先 防府県税事務所
電話〇八三五―23―3111

住民基本台帳登録人口

4月1日現在		<前月対比>	
男	4479人		+8
女	4912人		+4
計	9391人		+12
世帯数	2444		-2

ご冥福を祈ります (敬称略)

部落	氏名	年齢	逝去の日
浜内	福島ヨシ	84	3月23日
花香北	平田幹次	69	同 24日
下村	廣海敏一	56	同 27日
浜中	福海敏一	76	同 27日
花香南	大野茂吉	37	4月7日
黒瀧北	森重ミヨ	80	同 11日

3月16日~4月15日届出

“野鳥との交流を、”

5月10日から「愛鳥週間」

毎年、環境庁が行っている「水鳥調査」の結果によりますと、ガン、カモ、白鳥などの渡り鳥は、年々その数が増えています。野鳥を保護するには、地域住民の地道な運動と野鳥に対する愛情が何よりも必要といわれます。5月10日から「愛鳥週間」。緑の野山に出かけて鳥の声を楽しんだり、その習性を観察してみるのも面白いもの。また、わが庭に小鳥を呼び入れたい方は、山階芳麿・日本鳥類保護連盟会長の“秘けつ集”をどうぞ。



役場庁舎内の通路に、最近取り付けられたけい光灯のかさへ、早くもツバメが巣づくりを始めました。

国民年金 免除より保険料を納めた方がおとくです

国民年金の加入期間に、保険料免除のままの期間はありませんが、国民年金では、年金額を算出する場合、免除の期間は納付期間に比べ、三分の一の額になります。保険料の免除をうけている人で、将来少しでも高い額の老齢年金を受けた人は、保険料を追納

することができません。追納は、十年前までの免除期間の保険料について、当時の保険料の額で納めることができます。この場合の年金額の計算は、保険料を納めたと同様の取り扱いをうけますので有利です。追納を希望する人は、町民課福祉係へお問い合わせください。

「郵便友の会」に はいりませんか

「郵便友の会」は、国内はもとろん国境を越えて、世界の国々へ配達される郵便制度を利用し、国内の遠いところのお友達や外国のお友達と手紙を交換しあうことにより、文通の喜びと友情のすばらしさを、そして楽しいグループ活動を学ぶ青少年団体です。

また「郵便友の会」は、郵政省の後援のもとに、学校の先生や先輩の温かい指導をいただいで、各国の加盟団体とも手をつなぎ、生

活を豊かにし、りっぱな人間づくりを目指しています。この会は、学校の教育課程のなかで認められたクラブ活動、または部活動を中心に活動すること、特色の一つになっており、会員には、次の三種類があります。

53年度の固定資産税第一期分と軽自動車税の納期限は、5月1日です。まだの人は早急に納めましょう。

国民年金の知識 ⑨

＝ 遺児年金 ＝

両親が亡くなったため、みなし子となつたときに、残された子どもが十八歳未満か、二十歳未満で国民年金法に定める一級か二級に該当する障害をもっている場合、死亡した父または母が、次の条件を満たしている場合に支給されます。

①最近の一年間の保険料を完納している。②最近の三年間の保険料を納めているか免除を受けている。③保険料納付済期間が十五年以上ある。④老齢年金の受給資格を満たしている。

年金は、母子年金の場合と同様、遺児が十八歳(障害のある遺児は二十歳)になつたときのみか、死亡、婚姻、養子縁組した場合にも支給できなくなります。年金額は、受給者が遺児本人ですから、遺児が二人以上の場合は、加算分を含めた年金の総額を遺児の数で割つた額が、各人に均等に支給されます。



日赤社員増強と社資募集運動にご協力を

日赤秋穂町分区分

今年も五月一日から一か月間、赤十字社員増強と社資募集運動が全国的に展開されますが、本町でも、社資目標額を五十三万九千円とし、各区長さんを通じて、全戸社員加入と社資増強運動を進めています。

赤十字は、博愛・人道の精神によって災害救護活動、健康増進のための無料巡回診療、献血や家庭看護法の普及などを図

り、明るい幸福な社会の建設を目指して奉仕活動を続けています。

こうした活動は、赤十字事業にご理解をいただく日赤社員の皆さんの社資によって行われ、その使命が達せられるものです。

皆さんの赤十字事業へのご理解と、ご協力をお願いします。

公民館だより

生活の中にスポーツを

体力づくり町民体育大会に参加しよう

日時 五月七日(日曜日) 午前九時三十分開会
(雨天のときは十四日)

場所 町設(秋中)グラウンド

皆さん、何かスポーツをしていますか。
とかく冬の間は家の中に閉じて、自分の体をスポーツによって、はじめ鍛えることが、年齢とも



日地の「石風呂」
町有形文化財に指定

この石風呂は、幕末文久二年ごろに、青江塩田の浜人である栄楽屋(松永)栄蔵という人が、塩田労働者をはじめ地域の人々の保養のために作ったもので、いまは、渡辺公智さんが所有しております。
昔のままで残っている石風呂は、今日では少なくなりました。
先人たちの遺産を末永く、みんなの力で保存していきましょう。

に衰えてゆく体力の歯止めになるのです。
歩くことや走ることの少ない日常生活に工夫をこらし、生活の中にスポーツを取り入れるようにしましょう。

ことしの町民体育大会の対抗競技は、昨年までと同様の種目ですが、体育推進委員さんのご意見によって、新しく「男女仲よし」競走競技を行うことになりました。
対抗競技ではありませんので、気軽にご参加くださるようお願いいたします。

大会当日は、社会体育推進委員の皆さんや役員のかたがたに、大変ご迷惑をおかけしますが、格別のご協力をお願いいたします。

一〇九人の社会体育推進委員さん決まる

次の百七人の皆さんに、これらの二か年を、本町の社会体育推進のためにご協力いただくことになりました。

四月十二日には初会議を開き、町民体育大会などの協議をいただきました。今後も種々お手数をお煩わしますが、よろしくお願いいたします。

(敬称略)

- 秋穂地区代表(正) 星元時夫
- 同(副) 野村重則
- 大海地区代表(正) 守田誠治
- 同(副) 倉橋賢治

一図書室から一 新収図書のご案内

一般図書【哲学】▽生きたる才能を求めて(俵萌子)▽山口縣寺院沿革史(山口縣寺院沿革史刊行会版)【社会科学】▽銀行の憂鬱(日本ビジネス編)【産業】▽日本農業発達史1~3(農業発達史調査会編)▽盆栽技術大系(盆栽世界編)【芸術】▽重要文化財・像内

(〇印は代表者)

- 【大河内北】〇上田浩・北野清勝・小河口吉・沖浩・若村宏子
- 【大河内南】〇谷定正・木原元二・中嶋登美子・江村奈智子【天神町】〇杉村宏・尾中一昭・松永扶美子・尾中勝彦・松崎エミ子【浜中】〇大中信文・舛田浩序・磯川正巳【北条】〇徳光典男・川口一美・濱村文夫・松井舜子【中条】〇守田誠治・尾崎博・尾崎千恵子・齊藤正子【井南】〇大村昌弘・小嶋慎二・濱廣加代子・有富喜代子【浜内】〇倉橋賢治・道中久・小野勝【小浜】〇舛富孝・綿谷信行・道永キクエ【赤崎】〇吉永勇・道中康生・宮本愛子【日地】〇内田秀雄・門田貞信・松富美代子・金清宮子【金山令】〇井方信義・金谷利勝・山崎信子【西青江】〇中川征夫・河内祥信・藤田靖代【先青江】〇吉松照高・上田清二・上田育代【中道】〇木原保夫・清水泰英・大塚キヨノ【花香南】
- 〇金子正男・井上博之・上田富美子【花香北】〇原田由男・上田義雄・濱村恵美子【中津江】〇星元時夫・山下正信・石田ヒサ子・河本美千子【屋戸】〇神原國忠・渡邊律男・松村志保美【加茂】〇渡壁勝利・長岡俊男・山野キノ【海岸通り】〇三尾博文・松村征司・三尾淑子【東本町】〇米倉康二・玉峰豊・江村三和子【上本町】〇高橋隆・江村敏郎・半田幸子【本町】〇山根達夫・田中和彦・御手洗浩子【祇園町】〇上田恵夫・波多野富一・上村ヨシ子・原田郁子【下村】〇上田治男・河本忠・繁光操子・村本壽満子【中野】〇平田武・平田健次・原田美津江・原田和枝【東天田】〇山根忠介・勝屋陽之・安永節子【西天田】〇松本修治・福田恵瑛・原田淳子【宮ノ且】〇松本悟朗・松本明眞・若月敦子【黒瀧北】〇片山賢治・山縣敏彦・大木静子【黒瀧南】〇野村重則・上野建巳・繁永芳子

納入品(毎日新聞社)【文学】▽愛され方知ってますか(山口洋子)▽渦(松本清張)▽Mの世界(三田誠広)

児童図書【文学】▽小さな目(朝日新聞社編)▽少年少女サスペンス全20巻(学習研究社版)▽吉田としジュニアアロマン選集全10巻(吉田とし)

郷土史 (56)

ごぶり

一揆のことを「ごぶり」ともいう。一揆は中世の中ごろから近世にかけて、支配者の圧政に対し、庶民が団結して決起し、江戸時代に入って、千数百件もの百姓一揆が全国各地で起こっている。何某の家をこぶるといふのは、その家に至り、家具その他手当たり次第に略奪破壊することである。

そのように、百姓が徒党を組んで村の富豪や豪商の家をこぶる一揆は、商品経済が進み、瀬戸内海航路が発達して商圏が拡大し、農民の生産物は藩が厳しく統制する中で、物価はますます高騰して百姓の生活は日々苦しくなっており、御政道よろしからずとして一揆が起こった。

農民は背に腹はかえられず起こした一揆であったに違いないが、詳細は不明。

天保の一揆

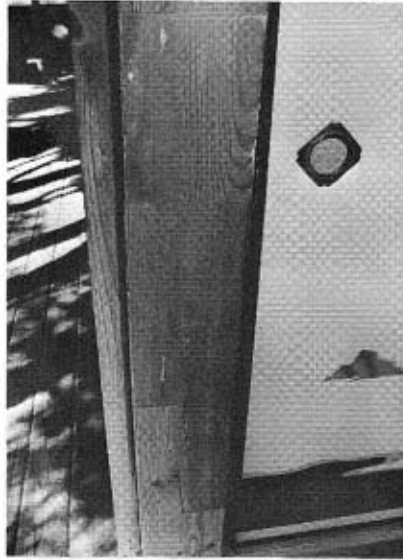
文政末ごろから天保年間にかけても不作が続いて、百姓は難儀していた。そして大凶作で、多くの餓死者を出した享保一七年から一〇〇年目に当たるので、天保二年（一八三一）

百姓一揆

五月九日に、藩内各地でその追善供養が行われた。

それから二か月後の七月二十六日夕方のことである。

小鯖村にあった皮番所の前を通りかかったのが、中ノ関で交易を営む産物方・石見屋嘉右エ門一行三人であった。厳しく検視している皮番所の



天明の一揆

山口県文書館資料の中に、天明六年（一七八六）ごろ徳地で起こった一揆の記録の中に、「天明七年五月二十七日、小郡・秋穂辺りの騒動云々」の記録がみえる。これは天明の飢きに苦しんだ年で、

農民によって、彼らがひそかに獣の皮を持ち運んでいるのが見つかった。獣の皮は青田の稲を枯らすと信じていた農民は激怒し、鐘を鳴らして人集めをし、ついに石見屋打ち壊しにかかった。

この事件を導火線に、百姓一揆は三田尻・宮市方面の商家に向かって次々に打ち壊しにかかった。翌二七日にはその数は増し、二八

日には更に膨れ上がって、ついに打ち壊した軒数は防府で七六軒にも及んだ。そして二九日にはこれらの暴徒は二手に分かれて、一手は小鯖の一揆と合流して山口に向かい、別の一手は台道村から秋穂へと向かった。

大里の小野亀治郎覚書（末繁家文書）によって、当時の様子をみよう。

秋穂での一揆

三田尻の一揆騒動斜めならず、名高き金持ちの家に乱入して財宝や家を打ち壊した。台道村大庄屋・上田五郎右衛門を襲い、百姓共もはせ集まり、言語同断の大勢になり、これに加わらぬ者は片っ端から打ち壊すと申す故、よんどころなくはせ集まる者もあった。

善左エ門親子二人は、床几により鉄砲を構え、ろうせき致さば討ち取るべしと相待ち構えていた。一揆たじろぎ、善治方（東隣）も本家同様の支度ならば行くまい、といったん引き揚げて行った。

天保の一揆の際に切りつけられた補修跡の残る山内家客間の柱

仁右衛門を打ち壊し、田中屋より内赤崎の（道中）治兵衛、それより秋穂本郷庄屋・山内半兵衛に行く。この時八月朔日の朝であった。それより黒濁の泉屋兵藏という仲買人を打ち砕いて、大里の庄屋・小野善治より酒飯を持ち出させた。次いで祢宜村・山根孫三、二島・綿屋忠三郎を襲う。それより大里村に入ったのが七ツ時（午後四時）、小野本家・善左エ門に着く。

この騒動は次第に各地に広まり、山口でも佐々並でも起こった。八月二一日嘉川で起こった一揆は次第にその数を増し、嘉川深溝から丸尾崎方面の豪商を襲った。

善治申すに、もし夜に入るとは、秋穂町教育委員会嘱託

田中 穰



二級建築士の試験

受験資格 建築士法第十五条に該当する人

試験日時と場所

■学科……七月二十二日(土) 午前九時から午後四時三十分まで

山口大学教育学部 山口市吉田

■設計製図……九月十七日(日) 正午から午後四時三十分まで

立山口農業高等学校 小郡町上郷

受験申込書配布期間 五月八日から同十九日まで

受験申し込み受付期間 五月十五日から同十九日まで

受験申込書の請求先・受験申し込み受付場所 県建築士会館内(社) 山口県建築士会 山口市大手町三番八号

問い合わせ先 県土木建築部建築課指導係(電話〇八三九二一〇一三一一一内線五四三三)

第二木曜日は補聴器の修理日 相談は無料ですが、修理費については、一部負担をしていただく場合があります。(身障者手帳のない方は実費となります)

〇八三九二一〇一三一一一内線五四三三

53年度の前期技能検定試験

受験申請 五月一日から同十二日まで

試験日 〇実技試験……六月二十九日・三十日 ①学科試験……九月十日・十七日・二十四日

合格発表 十月十七日

問い合わせ先 山口市滝町一〇一 県庁内山口県技能検定協会(電話〇八三九二一〇一八六四六)

愛育大会を開催

とき 五月九日(火) 午前十時から

ところ 新南陽市体育館

講師 重度身体障害者に、はがきをさし上げます

郵政省では、四月一日から三十日までの「身体障害者福祉強調運動」にちなんで特別郵便はがきを発売し、この運動に協力することにしました。

このはがきは一般にも売るほか、重度の身体障害者には次の要領で、無料でさし上げることになっています。

対象者 重度の身体障害者(身

重度身体障害者に、はがきをさし上げます

障者手帳一級、二級)で、四月一日現在で満六歳以上の人。

申込方法 ご希望のかたは、五月三十一日までに、身体障害者手帳と印鑑をお持ちのうえ、お近くの郵便局でお申し出ください。代理のかたでも結構です。

枚数 一人につき二十枚

詳しいことは、郵便局か町民課へお尋ねください。

自動車事故対策センターでは、交通遺児育成資金の貸し付けをおこなっています。

貸し付けの対象 交通遺児

貸付額 一人につき、初めに一時金として十万円。貸付期間中は毎月九千円。小・中学校へ入学の際には、入学支度金として二万七千円。

利息 無利息

返済方法 義務教育終了後二十

自動車の均等払いですが、高等学校、大学等に進学した場合は、その期間は返還猶予の制度があります。

問い合わせ先 自動車事故対策センター 山口市支所 山口市朝田一三〇〇(電話〇八三九二一〇一五四一九)

全国防犯運動標語を募集

警察庁と全国防犯協会連合会は五十三年度全国防犯運動標語を公募します。

募集期間 五月一日から同三十一日まで

テーマ ①空き巣の防止 ②自転車盗の防止

応募資格 児童・生徒および一般で、年齢、性別は問いません。

応募方法 ①普通ハガキに、一テーマ、一標語(自作、未発表のもの)を。枚数に制限はありません。

②応募用紙ごと一般住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業を。児童・生徒は住所、氏名(ふりがな)、年齢、学校名、学年を記入のこと。

送り先 〒102 東京都千代田区紀尾井町三―四七 警察ビル 全国防犯協会連合会「防犯運動標語」係

お問い合わせは総務課へ

5月の休日診療医院 (吉南医師会)

時間：9時から18時まで

日	内科 I	電話	内科 II	電話	外科	電話
3(祝)	小郡・上郷医院	08397-②-0916	阿知須・新井医院	083665-2048	阿知須・同仁病院	083665-4006
5(祝)	田中内科	②-2325	秋穂・三河内医院	2503	小郡・三隅外科	08397-②-1003
7(日)	名田島・豊島医院	②-0706	阿知須・佐藤医院	083665-2126	秋穂・吉武医院	2330
14(日)	小郡・河端医院	②-3820	二島・賀屋医院	083987-2033	小郡・林病院	08397-②-0411
21(日)	岡医院	③-2388	阿知須・共立病院	083665-2200	阿知須・共立病院	083665-2200
28(日)	池田医院	②-1002	嘉川深溝・村田医院	083989-2510	小郡・嘉村外科	08397-②-2513

今月の心配ごと相談日 10日(水) 大海分館・19日(金) 老人福祉センター